

2024年1月9日  
金沢エナジー株式会社

## 令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する ガス料金・電気料金の特別措置について

2024年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

地域密着の総合エネルギー企業である当社といたしましては、災害救助法が適用された石川県金沢市において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記のとおり、ガス料金ならびに電気料金にかかる特別措置を実施いたします。

### 記

#### 1. 対象お客さま

石川県金沢市で当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約があり、家屋損壊等の被害に遭われ、かつ、当社にお申し出があったお客さま

#### 2. 特別措置の内容

特別措置	内容
① 支払期限日（※1）の延長	被災されたお客さまの2023年11月分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、12月分、2024年1月分および2月分のガス料金（※2）ならびに電気料金の支払期限日を各々1カ月間延長します。
② 不使用月のガス料金（※3） ならびに電気料金の免除	被災されたお客さまが、被災時から引き続き全くガス・電気を使用されなかった月のガス料金（※3）ならびに電気料金は、6カ月間（2024年2月分～7月分）に限り申し受けません。

※1：当社が料金計算を行なった日の翌日から起算して50日目の日

※2：ガス警報器のリース料金を含みます

※3：ガス警報器のリース料金を除きます

#### 3. お問い合わせ先

金沢エナジー コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874）

（受付時間 9～18時、休業日 1月1日～3日）

※IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470へおかけください

以上